

**新宿区自治基本条例区民検討会議
検討経過報告書（平成20年度）**

新宿区自治基本条例区民検討会議

平成21年3月

はじめに

現在、国や自治体では、地方分権を巡る動きが活発になっています。政府の地方分権改革推進委員会では昨年5月、第一次勧告をまとめ内閣総理大臣に提出しました。そこでは、「中央政府」と対等・協力の関係に立つ「地方政府」の確立に向け「基礎自治体優先の原則」のもと、基礎自治体の自治権拡充についての提言がなされています。

また、昨年12月には、国の「義務付け・枠付けの見直し」と「国の出先機関の見直し」を二つの柱とする第二次勧告が取りまとめられました。そして、21年春ごろには第三次勧告を行い、これを受けて国は「地方分権改革推進計画」を作成・閣議決定し、秋ごろを目途に「新・地方分権一括法案」を国会に提出する予定となっています。

さらに、東京都と特別区における「都区のあり方検討委員会」では、都区の事務配分や特別区の区域のあり方、都区の税財政制度についての議論が、引き続き行われています。

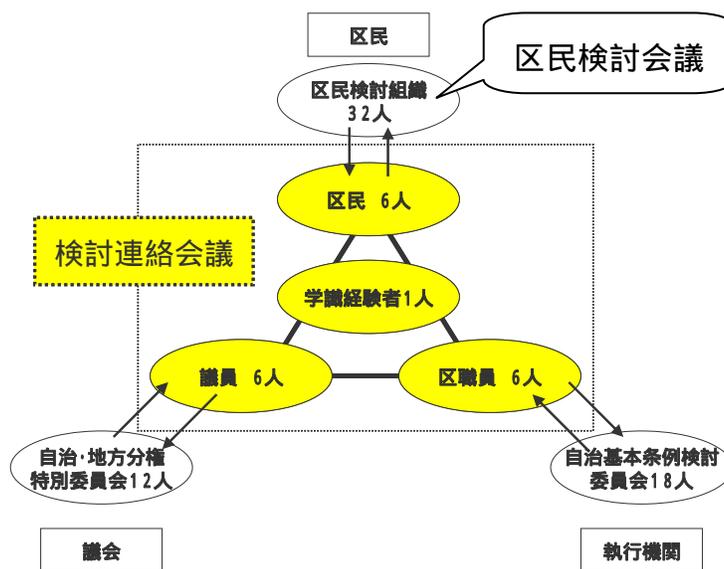
わが国は今、地方分権に向けた大きな転換の時を迎えています。今までの考え方や仕組みを見直し、新しい時代に対応した枠組みや制度を創り上げていかなければならない時期にきています。国から地方へ、集権から分権へと、この国のかたちを大きく変えていく必要があります。区民生活に最も身近な基礎自治体である新宿区の果たす役割が、一層重要になっています。

そのような状況の下、区民生活に最も身近な基礎自治体である新宿区が、できる限りの権限と財源を持ち、自らの努力と創意工夫により、地域に最もふさわしい公共サービスを多様な姿で展開していく、そのことにより豊かな自治を実現することができます。

また、そのような豊かな自治の実現のためには、自分たちのまちは、自分たちが責任をもち、自分たちで決めていくことのできる「まちづくりへの住民の参画と協働」のための仕組みづくりが必要です。そのための、新宿区における自治の基本理念、基本原則をルールとして定めたものが自治基本条例です。

新宿区では20年度からの基本構想で定める「めざすまちの姿」の実現に向け、これからの新宿区におけるまちづくりの基本ルールである(仮称)新宿区自治基本条例を区民、議会、区が一体となって策定に取り組むこととし、第一次実行計画では、21年度末を目途に(仮称)新宿区自治基本条例の制定に向けて取り組むものとなりました。このため、区民、議会、区の三者の代表で構成される(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議(検討連絡会議)を設置し、条例の検討を行っています。

条例の検討にあたり、主権者である区民に主体的にかかわっていただくことが最も重要であるという考えから、昨年7月に、地区協議会、町会・自治会、NPO団体からの団体推薦委員と公募委員からなる新宿区自治基本条例区民検討会議(区民検討会議)を発足し、ワークショップや学識経験者の講義



などを交えながら、区民の視点からどのような事項を新宿区の自治基本条例に盛り込むべきかを検討し、検討連絡会議に提案していくこととしています。

この報告書は、このような区民検討会議の取組みについて、平成20年度の開催状況と、これまでの検討内容を取りまとめたものです。

平成21年3月
新宿区自治基本条例区民検討会議事務局
総合政策部企画政策課
議会事務局

「新宿区自治基本条例区民検討会議 検討経過報告書(平成20年度)」

目次

	ページ
1 区民検討会議 開催状況	2
2 区民検討会議運営会 会議概要	4
3 区民検討会議 会議概要	6
4 各班まとめ比較表(第8回まで)	12
5 区民検討会議の項目構成(第11回で仮決め)	16
6 講義録	17
7 区民検討委員名簿	34
参考資料 21年度区民検討会議の検討予定	36

1 区民検討会議 開催状況

開催回	開催日時	開催概要
	会場	
第1回	平成20年7月22日(火) 午後7時～9時15分 議会大会議室 職員研修室	<ul style="list-style-type: none"> 事務局スタッフ・区民検討委員紹介 講義「自治基本条例と地方分権」(牛山久仁彦:明治大学政経学部教授) ワークショップ及び発表「自治基本条例のイメージ・想い、会議体の名称について」
第2回	8月27日(水) 午後7時～9時10分 職員研修室	<ul style="list-style-type: none"> 講義「政策形成・条例制定における協働のあり方」(牛山教授) 検討連絡会議でのこれまでの検討経過について 区民検討会議の位置づけ及び今後の流れについて 全体での意見交換
第3回	9月18日(木) 午後7時～9時 職員研修室	<ul style="list-style-type: none"> 会議の公開について ワークショップ「新宿らしさって何だろう?」 今後の会議の開催日程について 運営会の委員(運営委員)の選出方法について
第4回	10月6日(月) 午後7時～9時5分 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員の選出 ワークショップ「自治基本条例って何だろう?～前回のワークショップを踏まえて～」 各班発表と牛山教授からのコメント 全体討議
第5回	10月24日(金) 午後7時～9時5分 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第1回運営会の報告 区民検討委員(新宿区民会議参加者)からの報告「自治基本条例制定の経緯について」 講義「自治基本条例に盛り込むべき事項の検討に際して」(牛山教授) 全体討議と各委員からの「キーワードから自治基本条例の項目の考えについて」発表
第6回	11月10日(月) 午後7時～8時45分 四谷地域センター	<ul style="list-style-type: none"> 第2回運営会の報告 ワークショップ「条例に盛り込むべき事項について」 各班発表と牛山教授からのコメント
第7回	11月27日(木) 午後7時～9時5分 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 運営会世話人代表の承認及び世話人副代表の選出 第3回運営会の報告 ワークショップ「条例に盛り込むべき事項について」 各班発表と全体討議、牛山教授からのコメント

第8回	12月8日(月) 午後7時～9時5分 職員研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回運営会の報告 ・ ワークショップ「条例に盛り込むべき事項について」と各班発表 ・ 全体討議と牛山教授からのコメント
第9回	12月25日(木) 午後7時～10時 職員研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回、第6回運営会の報告 ・ 全体討議「検討連絡会議に参加する委員(区民代表委員)の選出方法について」
第10回	平成21年1月22日(木) 午後7時～8時55分 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7回運営会の報告 ・ 区民代表委員の選出 ・ 次回区民検討会議の検討内容について ・ 会議体の名称の決定 ・ 牛山教授からのコメント
第11回	2月9日(月) 午後7時～9時 職員研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第8回運営会の報告 ・ 第12回検討連絡会議の報告 ・ 講義「条例検討の進め方(案)」(牛山教授) ・ 全体討議「条例に盛り込むべき事項について」 ・ 検討すべき項目の仮決め
第12回	2月26日(木) 午後7時～9時5分 職員研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9回運営会の報告 ・ 検討すべき項目「1 条例の基本的考え方」について(全体討議) ・ 4月以降の開催日について
第13回	3月9日(月) 午後7時～9時5分 職員研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第10回運営会の報告 ・ 検討すべき項目「1 条例の基本的考え方」の盛り込みたい事項の検討(全体討議) “(条例の)基本理念”“条例の目的”“基本となる用語の定義” ・ 20年度の検討経過報告書について
第14回	3月26日(木) 午後7時～8時50分 職員研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第11回運営会の報告 ・ 検討すべき項目「1 条例の基本的考え方」の盛り込みたい事項の検討(全体討議) “基本となる用語の定義”“条例の位置付け”

2 区民検討会議運営会 会議概要

開催回	開催日	開催概要
第1回	H20.10.6	<ul style="list-style-type: none"> 自己紹介 運営ルールの確認 自治基本条例の新宿区民会議での検討経緯について、区民検討会議としても全体で共有するため、第5回区民検討会議の冒頭に説明することとなった。 第5回区民検討会議は、ワークショップで出てきたキーワードを整理することになった。
第2回	H20.10.24	<ul style="list-style-type: none"> 運営会には、「代表」ではなく「世話人」を置くことになった。 第6回区民検討会議は第5回区民検討会議に引き続き、キーワードの整理を行うことになった。 班編成は、運営委員、男女比を考慮して行うことになった。
第3回	H20.11.10	<ul style="list-style-type: none"> 運営会として、代表世話人には高野委員、副代表には植木委員、土屋委員を推薦することになった。
第4回	H20.11.27	<ul style="list-style-type: none"> 第8回区民検討会議は、班ごとに項目、キーワードの整理をすることになった。 検討連絡会議に参加する委員(区民代表委員)の選出方法について話し合った。
第5回	H20.12.8	<ul style="list-style-type: none"> 検討すべき項目の運営会案作成のため、臨時に運営会を開催することになった。 区民代表委員の選出方法について話し合った。運営会として、6名の区民代表委員のうちの1名は高野委員を推薦することとなった。
第6回	H20.12.21	<ul style="list-style-type: none"> 区民代表委員の位置付けについて話し合い、確認した。 区民代表委員の選出方法の運営会案をまとめた。
第7回	H20.12.25	<ul style="list-style-type: none"> 区民代表委員の選出方法の細目の運営会案をまとめた。 検討すべき項目の運営会案を作成した。
第8回	H21.1.22	<ul style="list-style-type: none"> 検討すべき項目の運営会案を作成した。 区民検討会議で、会議体の名称を「新宿区自治基本条例区民検討会議」と決定したことを確認した。
第9回	H21.2.9	<ul style="list-style-type: none"> 今後、仮決めした検討すべき項目ごとにキーワードを整理し、盛り込むべき事項を検討することとなった。 第12回区民検討会議の検討項目は、「条例の基本的考え方」とすることになった。 4月以降の区民検討会議の開催候補日について区民検討会議に諮ることになった。

第 10 回	H21.2.26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「条例の基本的考え方」の検討にあたっては、はじめに、盛り込みたい事項ごとに盛り込みたい内容とその見出しを考えることになった。 ・ 4月以降の運営会も、原則として区民検討会議の後に開催することになった。
第 11 回	H21.3.9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第14回区民検討会議は、引き続き「条例の基本的考え方」の盛り込みたい事項ごとに、盛り込みたい内容の検討を行うこととなった。 ・ 今後の検討スケジュールについては、「条例の基本的考え方」の検討が終わった時点で考えることになった。
第 12 回	H21.3.26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第15回区民検討会議の検討の進め方はワークショップ方式で行うこととなった。 ・ ワークショップでは4つの盛り込みたい事項のうち“基本理念”“条例の目的”“条例の位置づけ”の3つの事項の内容について検討することとなった。

3 区民検討会議 会議概要

(1) - 1 委嘱状交付式 (H20.7.22 開催)

区長・議長の挨拶、区民検討会議委員に委嘱状の交付後、検討連絡会議委員・学識経験者の紹介があった。その後、検討連絡会議座長である辻山先生より、新宿区における自治基本条例の検討の仕組みの意義、公共をつくっていくということとは、などの講義を行った。

(辻山座長の講義の内容は、6 講義録 P.19~20 参照)

(1) - 2 第1回区民検討会議 (H20.7.22 開催 参加者数 29 名)

事務局、ファシリテーターの紹介の後、区民検討委員の自己紹介を行った。

牛山教授講義

「自治基本条例と地方分権」のテーマで自治基本条例と地方分権の関係、自治基本条例と自治の実践の可能性などについての講義を行った。

(講義の内容は、6 講義録 P.21~25 参照)

事務局より、区民検討会議の概要、今後の会議の進め方などについての説明を行った。

ワークショップ

4 班に分かれて、「条例への想い」と「会議体の名称案」について話し合い、班ごとに発表を行った。

(2) 第2回区民検討会議 (H20.8.27 開催 参加者数 23 名)

牛山教授講義

「政策形成・条例制定における協働のあり方」のテーマで、第1回会議後に提出された質問の答え、他市の事例を混ぜながら、会議運営のあり方に視点をのこした講義を行った。

(講義内容は、6 講義録 P.26~28 参照)

検討連絡会議のこれまでの経過などの説明

事務局より、先行して行われている検討連絡会議の検討経過について説明があった。また、区民検討会議の「運営会」の設置について提案がされた。

全体討議

全体で、今後の区民検討会議の運営方法などについての意見交換を行った。その中で区民検討会議の位置づけ、連絡検討会議への参加人数、運営会の委員の選任についてなどの意見が出された。

(3) 第3回区民検討会議 (H20.9.18 開催 参加者数 24 名)

会議の公開について

全体での意見交換の結果、会議の公開と開催概要の公開方法について了承された。

ワークショップ

4 班に分かれて、「新宿らしさって何だろう」というテーマで話し合った。

各班でワークショップにおいて出された意見をまとめ、発表を行った。

牛山教授より各班の発表に対して、新宿区の特徴や、各班の共通点などについてコメントがあった。

今後の会議の開催日程について

アンケート結果を踏まえて、20 年度中の会議日程を決定した。原則として第 2 月曜日と第 4 木曜日に開催することとなった。

運営会の委員（運営委員）の選出方法について

運営委員の選出にあたっては、自薦および他薦で行い、10 名程度であれば全員が運営委員となることとなった。

(4) 第 4 回区民検討会議（H20.10.6 開催 参加者数 24 名）

運営委員の選出について

13 名の立候補者があり、立候補者全員が運営委員となった。

（ P . 34 ~ 35 7 区民検討委員名簿参照 ）

ワークショップ

前回と同じメンバーで 4 班に分かれて、「自治基本条例って何だろう？ ~ 前回のワークショップを踏まえて ~ 」というテーマで自治基本条例に盛り込みたいことについて話し合い、各班からワークショップにおいて出された意見の発表を行った。

牛山教授より自治基本条例の骨格を踏まえ、それぞれの項目の位置付けについてコメントがあった。

全体討議

各班の発表、牛山教授のコメントを踏まえて、今後の自治基本条例の検討に向けて、今回のワークショップの意見の整理と方向性を全体で話し合った。

(5) 第 5 回区民検討会議（H20.10.24 開催 参加者数 23 名）

新宿区民会議に参加していた区民検討委員からの報告

自治基本条例策定は区民からの声でもあることを共有するため、新宿区民会議からの「提言書」の中にある「自治基本条例制定の必要性」について、新宿区民会議参加者より説明があった。

牛山教授講義

「自治基本条例に盛り込むべき事項の検討に際して」のテーマで、条例に盛り込むべき事項などは、区民検討会議委員が合意形成しながらつくっていくことが重要であること、検討過程のイメージなどについて講義を行った。

（ 講義内容は、6 講義録 P . 29 ~ 30 参照 ）

全体討議

「盛り込むべき新宿らしさ」「自治基本条例に盛り込むべきこと」についての全

体での意見交換と、第4回までにでてきたキーワードで条例の項目にあてはまらないものについて検討し、意見交換した。

(6) 第6回区民検討会議 (H20.11.10 開催 参加者数 26名)

班の再編成について

ワークショップを行う班のメンバーを、各班における運営委員の数・男女比を考慮して再編成した。

ワークショップ

4班に分かれて、「キーワードを項目ごとに整理し、条例に盛り込むべき事項の洗い出し」を行い、各班からワークショップにおいて検討された内容の発表を行った。

牛山教授より、「盛り込むべき内容が段々形になってきおり、今後、合意形成を図りながら、より具体的な検討がなされて行くと思う」などのコメントがあった。

(7) 第7回区民検討会議 (H20.11.27 開催 参加者数 25名)

運営会世話人代表と世話人副代表について

運営会より、運営会世話人代表に高野委員が推薦され、区民検討会議で承認された。

運営会より、運営会世話人副代表に植木委員、土屋委員が推薦され、区民検討会議で承認された。

ワークショップ

4班に分かれて話し合い、「条例に盛り込むべき事項の洗い出しのための、項目とキーワードの整理」を行い、各班からワークショップにおいて出された意見の発表を行った。

全体討議

グループ発表を踏まえて、第7回までの振り返りと検討課題について全体で意見交換を行った。牛山教授より、「今回までに出てきた各班の意見の違いを議論し、暫定的ではあるが、盛り込むべき内容について確定していくことになる」など、次回以降の検討イメージについてコメントがあった。

(8) 第8回区民検討会議 (H20.12.8 開催 参加者数 22名)

検討連絡会議に参加する委員(区民代表委員)の選出方法について

運営会より、区民代表委員の選出方法について、検討の中間報告があった。6名の区民代表委員のうち、1名は世話人代表である高野委員を選出することになった。

また、運営会で区民代表委員の選出方法についての案を作成し、次回第9回区民検討会議に諮ることとした。

ワークショップ

4班に分かれて話し合い、「条例に盛り込むべき事項の洗い出しのためのキーワ

ードの整理」を行い、班ごとに項目を仮決めした。また、班ごとに仮決めされた項目の発表があった。

(班ごとに仮決めされた項目及びキーワードはP.12~15 4 各班まとめ比較表(第8回まで)のとおり)

全体討議

発表のあと、各班の仮決めした項目の共有と、追加する項目について全体で話し合った。牛山教授より、今回までで条例に盛り込む具体的な項目が出てきたこと、それを踏まえた次回以降の検討についてのコメントがあった。

(9) 第9回区民検討会議 (H21.12.25 開催 参加者数 26名)

区民代表委員の位置付け及び選出方法について

運営会から区民代表委員の位置付けと選出方法について提案があった。

区民代表委員の位置付けについては、「区民代表委員は区民検討会議からの委任を受け、区民検討会議を代表して検討連絡会議に参加する。検討連絡会議から区民検討会議に持ち帰って諮る内容か否かについての判断については区民代表委員に委ねられる。」との内容であった。

区民代表委員の選出方法については、「他薦で選ぶが、区民検討委員の選出区分(公募/団体推薦)や推薦母体、男女比を配慮して、他薦された委員の協議で決める」との内容であった。

全体討議

区民代表委員に関する運営会からの提案について、全体討議を行った。

運営会からの提案のとおり合意し、選挙による選出はしないことを確認した。

機会の平等を確保するため、次回欠席する委員の意思の取り扱いについて決定した。

牛山教授のコメント

参加協働型の会議において多数決による決定は馴染まないこと、また、運営会で合意した事項に関する全体会での運営委員の発言内容について、コメントがあった。

(10) 第10回区民検討会議 (H21.1.22 開催 参加者数 27名)

区民代表委員の選出方法について

運営会より区民代表委員の選出方法の細目(具体的な手順)について説明があり、承認された。

区民代表委員の選出

被推薦者が重複しないように挙手による他薦を行い、他薦された委員間で話し合いを行った。あらかじめ区民代表委員に決定していた高野委員以外の5名が選出された。

検討すべき項目の仮決めについての説明

次回以降の検討に向けて、これまでの検討のふりかえりと運営会案の説明を行っ

た。

会議体の名称の決定

懸案となっていた会議体の名称について「新宿区自治基本条例区民検討会議」とすることについて全体で合意した。

牛山教授のコメント

区民代表委員の選出と自治の実践についてのコメントがあった。

(11) 第 1 1 回区民検討会議 (H21.2.9 開催 参加者数 21 名)

運営委員の追加について

区民代表委員のうち、運営委員でなかった委員についても運営委員に加わることが決定した。

検討連絡会議の報告

2月6日に開催された第12回検討連絡会議に関して、高野委員から、今後の検討連絡会議の議題は区民検討会議の進捗状況に合わせて進めていくことや、区民・議会・行政の3者間の連絡調整は高野委員が窓口となることなどの報告があった。

牛山教授講義

「条例検討の進め方について(案)」のテーマで、進行のイメージと検討の主体は区民であること、合意形成への考え方などについて講義を行った。

(講義内容はP.31~33 6講義録参照)

全体討議

運営会案をもとに、項目の名称・項目の立て方について全体討議を行い、区民検討会議として検討すべき項目が仮決めされた。

(仮決めされた項目はP.16 5区民検討会議の項目構成(第11回で仮決め)のとおり)

(12) 第 1 2 回区民検討会議 (H21.2.26 開催 参加者数 22 名)

今後の検討手順の方向性について

運営会より、今後の検討の方向性について、第11回区民検討会議で仮決めした各検討すべき項目を、これまでに出示されたキーワードを整理しながら検討することが提案され、了承された。

全体討議

仮決めした検討すべき項目のうち「1条例の基本的考え方について」を全体で話し合った。

「条例の基本的考え方」の項目に盛り込みたい事項として“(条例の)基本理念” “条例の目的” “基本となる用語の定義” “条例の位置付け” を置くこととなった。

盛り込みたい事項として扱われなかった“その他のキーワード”については、盛り込みたい事項の内容に盛り込むか、「1条例の基本的考え方」以外の項目で検討することとなった。

(13) 第13回区民検討会議（H21.3.9開催 参加者数25名）

盛り込みたい事項の検討の順序について

運営会より、「1 条例の基本的考え方」においては、第12回区民検討会議で合意された“(条例の) 基本理念 ” “ 条例の目的 ” “ 基本となる用語の定義 ” “ 条例の位置付け ” の4つの事項についての「盛り込みたい事項の内容」についてその順序で検討を行うことが報告され、了承された。

平成20年度報告書の公開について

平成20年度区民検討会議の報告書を事務局で作成し、区民検討会議で確認の後、公開することで了承された。

全体討議

全体で「条例の基本的考え方」の“基本理念”“条例の目的”について、「盛り込みたい事項とその内容」について順次各委員から意見を出した。

“基本となる用語の定義”の定義すべき用語について各委員から意見を出した。

(14) 第14回区民検討会議（H21.3.26開催 参加者数20名）

第14回区民検討会議の進め方について

運営会より、第14回区民検討会議では、“基本となる用語の定義”“条例の位置づけ”について、区民検討委員から意見出しを行うことを提案し、報告された。

また、今後のスケジュールについては、「1 条例の基本的考え方」が終了した時点でおおよその目安が出るとして様子を見ることになったこと、「1 条例の基本的考え方」以降の検討順序については運営会から後日提案することとなったことを報告した。

全体討議

全体で「条例の基本的考え方」の“基本となる用語の定義”“条例の位置づけ”について、「盛り込みたい事項の内容」について、各委員から意見を出した。

事前に配布された“基本理念”“条例の目的”の整理の方法について全体で話し合った。

4 各班のまとめ比較表(第8回まで)

1 班		2 班		3 班		4 班	
項目	キーワード	項目	キーワード	項目	キーワード	項目	キーワード
前文	1 文化	前文	1 文化	前文	1 文化	前文	1 文化(削除)
	6 住みやすいまち				6 住みやすいまち		4 情報
	7 働きやすいまち						6 住みやすいまち
							7 働きやすいまち
							8 多様性
					9 区民の気持ち		12 外国人との共生
							13 自治
					15 自治の基本理念		15 自治の基本理念
	18 歴史と文化		18 歴史と文化		17 住民自治と団体自治 (削除)		17 住民自治と団体自治
					18 歴史と文化		18 歴史と文化
	23 新宿苑		23 新宿苑				22 安心安全
			24 教育		23 新宿苑		
			28 高齢者がいなくなったあと		24 教育		
			29 国際化		25 環境		
	30 多面性(文化、外国人)				29 国際化		
	34 文化伝統		34 文化伝統		30 多面性(文化、外国人)		33 市民参加
	35 未来の明るい提案		35 未来の明るい提案		34 文化伝統		34 文化伝統
					3回1 多様性		35 未来の明るい提案
	3回2 大都市、繁華街				3回2 大都市、繁華街		
3回9 中心	3回8 位置・地域性	3回9 中心					
	3回9 中心	3回12 多面性					
	基盤 長期的展望 協治	地方自治の本旨 自治の主体 参画、協働					
平和都市宣言							
条例の基本的考え方		目的と定義		総則 目的、定義、最高規範性、基本理念		条例の基本的定義	2 コミュニティ
			4 情報				3 NPO団体等
			5 行政のありかた				
			6 住みやすいまち				
			10 区への要望				
	13 自治		13 自治		13 自治(削除)		13 自治
	15 自治の基本理念		14 区民と区と議会の役割と責任		14 区民と区と議会の役割と責任(削除)		
	16 地方公共団体としての位置づけ		15 自治の基本理念		15 自治の基本理念 項目へ		16 地方公共団体としての位置づけ
	17 住民自治と団体自治		17 住民自治と団体自治		16 地方公共団体としての位置づけ(削除)		17 住民自治と団体自治
			21 高齢者・子ども		17 住民自治と団体自治 前文		
			23 新宿苑		23 新宿苑(削除)		
					24 教育(削除)		
					29 国際化(削除)		
	最高規範性		3回1 多様性				直接民主主義
	住民、区民、事業者の定義						区民の定義
	言葉の定義						住民投票制 項目へ
	条例の国的						
	条例の位置づけ 項目						
	住民(区民)の役割		3 NPO等の団体		住民(区民)の権利と義務		2 コミュニティ
				4 情報			
				6 住みやすいまち(づくり)			
				7 働きやすいまち(づくり)			
			12 外国人 - 1	13 自治(の主役)			
14 区民と区と議会の役割と責任				14 区民の役割と責任			
16 地方公共団体としての位置づけ							
				17 住民自治と団体自治			
26 組織			20 地区協議会				
27 住民・区民(事業者、学生、来外者の意見の反映)		27 住民・区民(事業者、学生、来外者の意見の反映)	27 住民・区民(事業者、学生、来外者の意見の反映) - 1				
		32 よそ者(削除)	32 よそ者(来街者、通過する人) - 1				
		3回3 希薄な関係					
		3回4 貧富					
		3回5 区民の声を届ける					
		3回10 人口問題	3回10 人口問題(削除)				
事業者		区民と住民の定義		協働と参画			
			の役割と事業者				

行政の役割	5 行政のありかた	行政の役割	5 行政のありかた	執行機関の役割と責務	5 行政のありかた	行政の役割と責務	4 情報		
	14 区民と区と議会の役割と責任		14 区民と区と議会の役割と責任		7 働きやすいまち		5 行政のありかた	10 区への要望	
	26 組織		26 組織		10 区への要望		13 自治	14 区民と区と議会の役割と責任	24 教育
	3回5 区民の声を届ける		3回5 区民の声を届ける		3回5 区民の声を届ける (削除)		情報の公開	区民との協働	
行政運営と住民参加の役割	5 行政のありかた	行政運営と参画の仕組み	3 NPO等団体	区政運営	2 コミュニティ	行政運営と住民参加の仕組みをへ分類	3 NPO等の団体		
	10 区への要望		10 区への要望		5 行政のありかた		6 住みやすいまち		
	33 市民参加		14 区民と区と議会の役割と責任		10 区への要望		7 働きやすいまち		
	3回5 区民の声を届ける		33 市民参加		13 自治				
	住民投票		協治 前文へ		14 区民と区と議会の役割と責任 (削除)		21 高齢者・子ども	33 市民参加	
管理共有 情報の公開と共有	4 情報	情報の開示と共有	4 情報	情報の共有	4 情報	情報の共有	4 情報 前文		
	情報(文書)の管理				情報の公開				
議会の役割	14 区民と区と議会の役割と責任	議会の役割		議会の役割と責務	14 区民と区と議会の役割と責任	議会の役割と責務	4 情報		
	26 組織				35 未来の明るい提案		14 議会の役割と責任		
	3回5 区民の声を届ける				36 問題点		17 住民自治と団体自治		
			財政		3回5 区民の声を届ける				
					情報の公開				
条例の位置づけ	16 地方公共団体としての位置づけ	の自治基本条例の位置づけ		条例の位置づけ総則		基本的定義に盛り込む	13 自治 前文		
	17 住民自治と団体自治		26 組織				17 住民自治と団体自治 前文		
住民の合意形成	9 区民の気持ち	住民の合意形成	3 コミュニティ	住民投票制度		住民の合意形成	6 住みやすいまち		
	住民投票		9 区民の気持ち 前文へ		9 区民の気持ち 前文		7 働きやすいまち		
					13 自治		8 多様性		
			男女共同参画		20 地区協議会		9 区民の気持ち		
			区民と住民の定義		3回3 希薄な関係		10 区への要望		
地域の基盤を考える	2 コミュニティ	コミュニティの基盤形成		区政参画・協働	2 コミュニティ	地域の基盤	13 自治 (削除)		
	7 働きやすいまち		6 住みやすいまち		3回5 区民の声を届ける		6 住みやすいまち (削除)		
	19 地域の特性		7 働きやすいまち		住民投票		13 自治		
	20 地区協議会		20 地区協議会		区民と住民の定義		20 地区協議会		
	27 住民・区民		25 環境				26 組織		
	28 高齢者がいなくなったあと								
	32 よそ者								
	3回3 希薄な関係						3回3 希薄な関係		
	3回4 貧富						3回8 位置・地域性		
	3回8 位置・地域性						事業者		
3回10 人口問題									
(多文化共生と義務)	12 外国人(との共生)	外国人との共生		外国人	8 多様性	国際化	2 コミュニティ		
	29 国際化		12 外国人(との共生)		12 外国人との共生				
	30 多面性(文化、外国人)		21 高齢者・子ども		21 高齢者・子ども				
	31 国際化(外国人)		22 安心・安全		22 安心・安全				
	32 よそ者		24 教育		24 教育				
	3回7 多文化共生		29 国際化		29 国際化				
			30 多面性(文化、外国人)		30 多面性(文化、外国人)				
	31 国際化(外国人)	31 国際化(外国人)							

暮らし方の多様性	8 多様性	暮らし方の多様性	8 多様性	暮らし方の多様性 前文	1 文化(削除)	暮らし方の多様性	8 多様性		
	11 ペット		11 ペット		6 住みやすいまち(削除)		9 区民の気持ち		
	32 よそ者		12 外国人(との共生)		8 多様性		21 高齢者・子ども(削除)	23 新宿発	
	3回1 多様性(文化、歴史、伝統、外国人、地域、国際都市、新旧、環境)		30 多面性(文化、外国人)		11 ペット		22 安心安全	25 環境	
	3回6 多様性(外国人、地域、ライフスタイル)		3回2 大都市、繁華街		21 高齢者・子ども(削除)				
	3回12 多面性		3回6 多様性(外国人、地域、ライフスタイル)		22 安心安全				
			3回7 多文化共生		3回11 危険要素(治安)				
			3回12 多面性		3回11 危険要素(治安)				
境 安心安全・環	21 高齢者・子ども	安心安全	6 住みやすいまち	安心安全条 例?	6 住みやすいまち(削除)	安心安全	21 高齢者・子ども		
	22 安心安全		22 安心安全		21 高齢者・子ども		22 安心安全	22 安心安全	
	3回4 貧富		3回11 危険要素(治安)		3回11 危険要素(治安)		3回11 危険要素(治安)	3回11 危険要素(治安)	3回2 大都市・繁華街
	3回11 危険要素(治安)				3回11 危険要素(治安)			3回11 危険要素(治安)	
財政 (税制)	7 働きやすいまち	財政	15 自治の基本	財政	7 働きやすいまち	財政			
	27 住民・区民								
	28 高齢者がいなくなったあと								
	32 よそ者						3回4 貧富		
	3回10 人口問題								
自治推進委員会の設置		定後 自治基本 条例す る委員 会	19 地域の特性	自治推進委員会	14 区民と区と議会の役割と責任	条例監理	17 住民自治と団体自治		
	運用評価								
	建議								

						権 平 和 環 境 人	25 環境 平和 人権 男女共同参画
				住 民 投 票	住民投票	住 民 投 票	住民投票 27 住民・区民
				目 的 的	条例の目的	目 的	
定 義							
他 機 関 と の 連 携	他機関との連携						
		条 例 改 正	条例改正のルール				
						総 則	
						最 高 規 定	
						参 加 と 協 働	

その他	10 区への要望	その他	3 NPO等の団体	その他	7 働きやすいまち (削除)	その他	3 NPO等の団体	
			10 区への要望					11 ベット
			11 ベット					18 歴史と文化 前文
			16 地方公共団体としての位置づけ					23 新宿発(削除)
			23 新宿発(削除)					26 組織(削除)
	24 教育		24 教育 前文					28 高齢者がいなくなったあと(削除)
	25 環境							32 よそ者 (削除)
	28 高齢者がいなくなったあと							35 未来の明るい提案 前文
			32 よそ者 (削除)					36 問題点 (削除)
			36 問題点 (削除)					3回10 人口問題(削除)
3回4 貧富								
他機関との連携								

凡例



網掛けされた項目は、例示された項目名から項目名を変更したものを。

斜字体のキーワードは削除したキーワード。または別の項目へ移動したキーワード。(項目ごとを移動している場合もあり。)

から移動してきたもの

へ移動したもの

5 区民検討会議の項目構成(第11回で仮決め)

大項目		内容	大項目		内容
0	前文		12	安全安心	
1	条例の基本的考え方	基本理念 目的 定義 位置付け	13	環境	
2	住民(区民)の権利と責務		14	平和・人権	
3	行政の役割と責務		15	教育	
4	(仮)行政の運営		16	税財政	
5	(仮)住民参加の仕組み		17	国・他自治体との連携	
6	情報の共有		18	進行管理委員会	
7	議会の役割と責務		19	改正手続き	
8	住民投票 (住民の合意形成)				
9	地域の基盤				
10	外国人				
11	暮らし方の多様性				

6 講義録

(仮称)新宿区自治基本条例の制定に向け区民・議会・行政の三者で意見交換を行いながら条例骨子案を作成するために設置された、(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議の座長を務める財団法人地方自治総合研究所所長の辻山幸宣先生と学識経験者として区民検討会議において専門的立場から助言いただいている明治大学教授の牛山久仁彦先生のご紹介と区民検討委員会の委嘱状交付式での辻山先生の講話、区民検討会議での牛山先生が行った講義の講義録を掲載する。

講師紹介

つじやま たかのぶ
財団法人地方自治総合研究所所長 辻山 幸宣

主な略歴

- ・1970年 中央大学法学部政治学科卒業
- ・中央大学大学院、地方自治総合研究所研究員、中央大学法学部教授などを経て
- ・現在 財団法人地方自治総合研究所所長
中央大学大学院公共政策研究科客員教授
早稲田大学法学学術院兼任講師
八王子市地方自治研究センター理事長

専門分野

地方自治論、地域政治論、地方制度史

主な著書

『地方分権と自治体連合』(敬文堂)、『行政学講座第六巻-行政と市民-』(有斐閣)、『住民・行政の協働』(ぎょうせい)、『自治・分権システムの可能性』(敬文堂)、『住民・市民と自治体のパートナーシップ(全3巻)』(ぎょうせい)、『自治体の構想4 機構』(岩波)、『誰が合併を決めたのか』(公人社)、『自治基本条例はなぜ必要か』(公人の友社)、『逐条研究地方自治法第3巻 執行機関』(敬文堂)、『新しい自治のしくみづくり』(ぎょうせい)、『現代日本の地方自治』(敬文堂)、『自治体選挙の30年』(公人社)など

自治体における活動

東京都福祉施策研究会委員、川崎市地方分権推進研究会委員長、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会会長、川崎市自治基本条例検討委員会会長、豊島区自治基本条例研究会会長、平塚市自治基本条例検討委員会委員長、練馬区自治基本条例懇話会会長、板橋区地方自治制度研究会会長

所属学会

日本政治学会、日本行政学会、日本地方自治学会(理事)、多摩学会(事務局長)、自治体学会、日本公共政策学会、日本自治学会(理事)

講師紹介

明治大学政治経済学部 うしやま く に ひこ 牛山 久仁彦 教授

主な略歴

- ・1984年 中央大学法学部法律学科卒業
- ・明治大学大学院、愛知大学法学部助教授などを経て、
- ・現在 明治大学政治経済学部教授
中央大学法学部 兼任講師
國學院大學法科大学院 兼任講師

専門分野

行政学、地方自治論、自治体経営論、地域政治論

主な著書

『分権時代の地方自治』、『広域行政と自治体経営』、『自治体選挙の30年』(編著)、『市民がつくったまちの憲法』(監修)、『これからの協働』、『都市政府とガバナンス』、『自治体デモクラシー改革』、『NPOと法・行政』、『分権社会と協働』、『広域行政の諸相』、『住民・行政の協働』、『公共サービスと民間委託』(共著)など

自治体における活動

- ・全国町村議長会第三次地方議会活性化研究会委員、神奈川県相模原市政策アドバイザー、埼玉県春日部市市民参加推進委員会会長、東京都杉並区NPO活動等推進委員副会長、東京都中野区公益活動推進委員会委員、静岡県御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会委員
- ・市町村アカデミー、宮城県公務研修所、東京都市町村職員研修所、特別区職員研修所、神奈川県市町村職員研修所、愛知県市町村職員研修所、滋賀県職員研修所などで研修講師も務める
- ・新宿区のほか、大和市、藤沢市、日進市などでも自治基本条例策定に関わる

所属学会

- 日本政治学会会員 日本行政学会会員(年報編集委員会委員)
- 日本社会学会会員 日本公共政策学会会員 日本地方自治学会事務局長

辻山幸宣先生 講話録

平成 20 年 7 月 22 日、(仮称)新宿区自治基本条例区民検討委員委嘱状交付式にて
新宿区議会大会議室

1 注目される自治基本条例の検討の仕組み - 区民検討会議と検討連絡会議 -

辻山でございます。

これから、区民の皆さんの検討会議にもお付き合いさせていただきますけれども、一方で、議会から出ている 6 名の委員の方々、それから行政の部課長さんたちの委員 6 名の方々、そしてゆくゆくは区民検討会議からも 6 名の委員の方々を出していただいて、6 名・6 名・6 名からなる検討連絡会議で自治基本条例を仕上げたいこうという仕組みになっていまして、そちらの座長も務めています。

こういう仕組みは、つまり、最初から議会と行政が一緒になって、そこに同じ数の市民も入って議論するという仕組みですね、私は 10 回位自治基本条例の制定に関わっていますが、これは、まったく初めてのことです。大体は市民の検討会議が最初に原案を作って、それを役所の首長部局の法務担当が条例に仕上げ、議会にかけます。すると、議会の方で「私たちは何も相談にあずかっていない」「そもそも議会とは何かということについて意見がある」といった話が出て、難航することが多いんですね。条例案が何回か審査未了で流れて、決着まで時間もかかるしエネルギーを使うということになる。そんな中、最初から議会が関わるという新宿区の仕組みは、先ほどの議長さんの話ではこれは区議会からの言い出されたようですが、今までに自治基本条例を作った自治体、あるいはこれから作ろうという自治体から注目されているようです。時事通信のインターネット版で、何回か「新宿区の検討連絡会議でこんなことを始めた」といった記事が全国に流れています。

さて、検討連絡会議は、区議会委員と区職員委員とで、これまで 8 回開催してきました。どんな方法で区民検討委員を募集しようかと、条例が出来るまでの大まかな流れなどを議論してきました。そして、これからは中身に何を盛り込んでいくかの話になります。

議会と行政が手を組んだら敵なしです。つまり、権力を持った者同士が談合して決定したら、もう対抗できません。だからこそ、今回の新宿区民の検討会議は非常に重要です。議会と行政との談合を許さない。むしろ、それだけでなく、「私たちの意見のほうが行っているぞ」という中身の濃い、提案をしていただきたいと考えています。

2 公共ってなんだろう

次に、口幅ったいようですが、公共世界の自治の話です。

私生活の世界は、それぞれの家庭で、おとっつぁんとおっかさんが相談して、子ども達にも納得してもらえば治まっていくのですが、これから自治基本条例を通じて、公共世界をどうやって治めていくか、コントロールしていくかを議論しようとしています。

私も何度か経験したことがあるのですが、公共世界を自治していこう、自分たちで治めていこうという議論をしているのに、会議の自治ができない委員会というのがありました。どういうことかとい

ますと、発言は3分以内とか5分以内ということであったのに、自分の意見を長々と十数分も話す方がいらっちゃったんです。私はその時、委員長という立場でしたから「そろそろ他の方に発言の機会を譲ったらいかがですが」と促したのですが、するとその方は「委員長にそんな権限があるのか。私の言論を弾圧するのか」と大騒ぎになりまして、私はその辺にあった書類を叩きつけて、「そんなのは市民ではない」と反論しました。私は辞任し、その方にも辞任していただきました。

今、公共哲学というジャンルが人気を集めています。

その中に「公共ってなんだろう」といったテーマがあります。みなさんはどのように考えますか？もしかしたら、「公共というのは役所がやることだ」といったニュアンスで捉えられているかもしれません。公共哲学では、「自分と異なる意見の人がいることが分かり、こうした異なる意見の人と、ここで一緒に結論を探していかなければならないということが分かった瞬間に、そこに公共という概念が生まれる。私ひとりではなくて、ほかの人がいて、世界は成り立っているということに気がついたら、その人は公共の一員だ。」といったことが語られています。このことを知って、私は、先ほどの、書類を叩きつけてしまった方に謝ろうと思ったのです。こんなことも分からずに私は委員長をやっていたのかと思ったのです。中には、そうしたわがままな人もいます。道理を聞かない方もいます。しかし、それを引き受けてこそその公共だと、どうやったら、その方にも公共のルールの中で参加していただけるかを、私はあの時真剣に考えなければいけなかったのです。後から、本で読んだことがとても薬になりました。

公共を私たちの世界の中にどうやって作っていくか。このことに、皆さんは、これから区民検討会議の中で、何回も出会うと思います。たくさんの意見があって、それは「私の意見とは違う」と思うことがあると思います。自分の意見とは違うのだけれど、結論としては、どこかに着地点を見つけていかなければならない。下世話に言えば、妥協の繰り返しになる可能性があります。それをみんなの合意に変えていく作業が大事です。そして、そのように作られた意見ならば、検討連絡会議では、その意見以上に良い意見はこっちだ、とはそう簡単には言いにくいだろうなと思っています。

3 新宿に「自治の花」を咲かせる

先週、新宿について書かれた一冊の本を買いました。大変厚くてまだキチンと読めていないのですが、『多文化共生の都市』というタイトルです。新宿は、日本に類がない、たくさんの文化、異文化が集まって都市を形成しています。その魅力が分析されている本です。

新宿は、外から見ると、華やかでネオンきらめくまちです。一步路地に入っていくと、多文化共生と言われる国際的なまち、さらにもう一步踏み込んでいけば、肩を寄せ合って、互いに信頼しあい生きているまちかもしれません。そんなたくさんの顔をもった新宿というまちに、どんな「自治の花」をみなさんは咲かせるのか。私も参加しながら、興味津々なのです。最後までお付き合いさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

牛山久仁彦先生 講義録

平成 20 年 7 月 22 日、第 1 回(仮称)新宿区自治基本条例区民検討会議
新宿区議会大会議室

自治基本条例と地方分権

はじめに：自治体における行政 - 議会関係と区民検討会議の意義

今回、新宿区で行われている議員・行政職員・住民が一堂に会して議論を行う試みは非常に珍しい。日本の地方自治制度において、首長(行政)と議会との関係は機関対立型であり、常に議会と首長は対立する形で運営されるのが建前となっている。これは重要なことであるが、場合によっては重要な問題提起がなされても、対立の中で雲散霧消してしまうことがあり、自治基本条例の制定過程も例外ではない。

機関対立型ではありながらも、議会と行政が共に議論に関わることは監視の不在という危険性がないわけではないが、そこに住民の検討委員が関わるという点で画期的であり、自治基本条例を制定する際のリーディング・ケースになりうるのではないかと、もちろんそれはできあがってから言えることで、制定過程において三者の間で相当な苦労があるだろう。まずは私自身、区民の皆様としっかり、そして楽しく区民の案を作っていくお手伝いをさせていただきたい。

大和市での自治基本条例制定の際には、30 名程度の市民委員に行政職員が加わり、首長の案という形で条例案を作っていく形をとったわけであるが、その際にも市民が地域を知ることから始まり、大和らしさは何か、大和の住民が望む条例内容は何かを基本にしながら組み立てていった。新宿においても、新宿での暮らしのなかで、住民が行政との関係、議会との関係をどのように作っていくのかが大きなテーマとなるだろう。新宿区は賑やかな繁華街というイメージがありながらも、それとは別に生活の場としての新宿という顔も併せ持っている。改めて新宿のまちを見ながら、そして区民の意見を伺いながら研究者としてお手伝いをさせていただきたい。

地方分権と自治基本条例

1. 分権時代の自治体と住民 なぜ自治基本条例が必要か

まず、自治基本条例の内容を考えるうえで、前提として自治基本条例がなぜ必要になっているのか、自治基本条例はどういう視点からつくられるべきかをお話したい。先の区長・議長からいただいたお話しのなかでも、「地方分権」というテーマがあった。地方分権はここ 20 年ほどにわたっているいろいろな取り組みがなされてきたわけであるが、振り返って感じるのは、そもそも地方自治がどれだけ住民、行政職員、議員に理解されていたのかという点である。中学校の教科書においても、地方自治は憲法において保障されているといったことが書かれているが、区役所は都庁の下部機関で

あるとか、都庁は国の下にあるといった、ピラミッド型の組織の中の末端行政機関として区役所を見る見方もいまだに散見される。住民も職員もそういった見方をしている場合がある。

中央省庁においても自治体を管理・統制しなければならないという考え方がいまだに残っているところもある。しかし区役所が伏魔殿なはずはない。例えば、国家省庁の改革を住民が行おうとする場合には、国会議員を選びなおすところから始め、途方もない労力が必要である。区役所であれば、条例制定請求、監査請求、また身近にいる区議会議員と通じて訴えるなど、透明度を高めようと思えばいくらでもできる。未だどこかにある、中央省庁は監督官庁であり区役所を統制するという考えを、根本から意識改革を含め変えていかななくてはならない。

また中央省庁と区役所は性格が異なっており、区議会と国会ではシステムが異なる。国においては議員内閣制を採用しており機関協調型となっていて、議会の多数派が内閣を構成する。内閣と議会の多数派が良好な関係になるのは当たり前である。一方で自治体は首長と議会がそれぞれ選ばれ、たとえ首長と同じ党派の議員であっても、議会として対応する。地方自治と国の政治の異質性を踏まえたうえで、わたしたちは自分たちの地域の政府を創り、コントロールしなければならない。

さらにいえば、自分たちは税金を払っているからといって、あらゆる事を行政にやってもらう形で地域社会の安全・安心を図っていくことが本当に可能であり、住民にとって最善のやり方なのだろうか。もちろん行政にやってもらわなければならないことは多くあるが、財政危機や住民のニーズの多様化の中にあっては、すべてのサービスを行政にやってもらおうとすればいくら税金を払っても足りないかもしれない。やはり自分たちの周りのことは自分で、また助け合い、支えあってやっていく、そしてその延長線上に自治体行政があるのではないか。だからこそ、自分たちのことは地域で決めるという自己決定・自己責任の地方自治なのだろう。それが本来、地方分権を進める先にあるのではないか。

日本の憲法や特に地方自治法は、やはり戦前の集権的なしくみを引きずってきている。今回の地方分権改革においてだいぶ改正がなされたが、まだまだ地域で自己決定をする自分たちのローカル・ルールをつくっていかなければならないことは数多くある。もちろん憲法や地方自治法の範囲内という制約はあるが、法律には幅、すき間、解釈といったものがある。そのなかでローカル・ルールとして、また既存のローカル・ルールとして様々な条例があるがそれら条例の規範となるような自治体の憲法として、行政、議会、そしてなにより住民がみんなで守っていくルールを作っていくということが、全国の自治体において地方分権の推進のなかで出てきたのだろう。

現在、自治基本条例は全国で100余り制定されているが、全国の自治体が約1,800あることを考えれば、まだまだ少数であるかもしれない。自治基本条例は議員から、行政から、そしてなにより住民から制定を求める声が出てきて、盛り上がりのなかでつくっていくことが大事であろう。自治基本条例の制定は義務ではない。しかし、地域で自治を行うためのルールをつくっていくという盛り上がりや、今までの総合計画策定等に参加された住民の方々もいらっしゃるが、そういった経験のなかで条例が議論されることは素晴らしい。またこれまでは関わってこなかった新しい住民の方々も加わっていく、そういう輪が広がっていくことによって、自治の実践・積み重ねができていけるだろう。その意味では、自治基本条例策定のプロセス自体が自治の推進であり、できあがったからと

いってそれですべてが終わった、万々歳というわけではない。自治基本条例は、制定までのプロセスも重要であるが、制定されてからのいろいろな営みもまた重要となってくるだろう。いろいろな試みが自治基本条例のなかにある。

地方分権と自治基本条例との関係、これは分権改革が国で行われたから自治基本条例がつくられるようになったという単純なものではなく、長い日本の地方自治の歩みのなかで必要となって出てきたものである。地方分権にもいろいろな批判がある。「官官分権」ではないか、すなわち、所詮国家公務員から地方公務員へ権限が移るだけで、住民には全く関係がないという批判がある。だからこそ、官官分権ではない、行政から区民へという分権を進めていくことが必要ではないか、そしてその過程では自治の担い手として住民が責任を果たしていくということが重要ではないか。

2. 分権と協働のための条例を創ることの意味

以前は、条例制定の範囲というものがきつく縛られていた。憲法では、条例は「法律の範囲内で制定することができる」とされ、地方自治法では、条例は「法令に反しない限りにおいて制定することができる」とされている。国は通達を通じて、ああしてはいけない、こうしてはいけないと条例の内容を限定する解釈をしてきた。しかし、分権改革推進委員会のなかでも、条例による法令の上書きを検討するべきということまで議論が進められている。

少なくとも、法令の枠組みや範囲は一体どこまできているのかということを考え、何よりも住民が地域でどうしたいのかを考えて、そこから法令へアプローチするというやり方が今日進んできている。例えば、政策法務という考え方がある。政策法務とは難しく聞こえるが、簡潔に言えば、まず政策を考え、それから政策の根拠として法務を考えようということである。

もちろん自治基本条例が違法であってはならないが、法の解釈は多様であるので、まずは新宿区の住民のために行政が何をなすべきか、議会がどうあるべきか、どんな政策展開をすべきかを考え、そのためのルールを考えていく、その後それが本当に法として通用するのかを考えることが重要であろう。行政の法制担当を交え、法的な部分まで議論するということもあるが、まずは新宿を住民がどんなまちにしたいのか、どういった行政や議会のあり方を望むのかを考えるのが重要である。

3. 自治基本条例の制度設計 自治基本条例の内容例

(1) 条例の基本的な考え方

条例の中身の例示としては、まず条例の基本的な考え方として、新宿区の特性や基本理念あるいは最高規範性がある。自治基本条例を自治体の最高規範とすることについては憲法学や行政法学において様々な議論がなされている。条例のなかに自治基本条例を憲法としておいていくことには法律学上問題があるという意見や、条例のなかに優劣をつけることは困難であるという意見もある。例えば他の条例を規律することはできないという法形式論がある。

もちろんこういった議論は法学上意味があることだが、しかし、自治基本条例は住民と議会、行政の三者が地域で守ろうと決めたルールであることが重要である。そもそも条例はすべて議会で議

決されるものであって、議会で議決された条例の優先順位を議会がどのように判断したとしてもどんな違法性が生じるのだろうか。正式な手続きを踏んでおり違法性はないだろうし、具体的な裁判も想定できない。少なくとも、自治基本条例を地域のルールとして尊重し、守っていこうということについて、何ら問題はないであろう。

(2) 住民(区民)とは

自治体とは何か、そこに住む住民とは何であろうか。住民とは地方自治法上では住民票を持っている人ということになるが、実際には新宿区に通ってきて働いている人、活動している人など、いろいろな人が新宿で暮らしている。新宿区は多文化共生をテーマの一つとして掲げているが、外国人も多く暮らしている。様々な人が新宿で暮らしているなかで、一体どこまでを区民、市民、住民とするかを議論していくことも自治基本条例のテーマとなるだろう。

(3) 行政の役割、行政と住民の関わり

さらに行政の役割、すなわち財政等の行政を取り巻く状況や行政経営のあり方などを踏まえて議論しながら、行政にいったいどんな組織運営を求めていくのか、どんな公共サービスのあり方を望んでいくのかがテーマとなる。そのなかで住民の参加のしくみや意見反映、実際の住民と行政の協働といった問題をどう考えていくのかということが、行政と住民との関わりということになるだろう。

住民が意見を持ったときにどうやって行政に伝えることができるのか、あるいはそもそも住民の活動が行政の活動とどのように連携、協働したりして新宿のまちをよくしていけるのか、そういったしくみ・考え方を規定していくことも重要である。そのなかで問題となるのが住民参加と同時に住民投票の問題である。住民参加・住民投票に関しては、議会のあり方や政治的意思決定の問題と合わせて議論していかなくてはならない。なかなか議論の幅があって、しかも多岐にわたっているが、住民の目線から一番望ましいと思われるルールを築き上げていくことになるだろう。

(4) 情報の共有

意外に思われるかもしれないが、重要であるといわれるのが情報共有の問題である。行政、議会それぞれいろいろな情報を持っているが、案外役所のルールは住民にはよくわからないものである。ルールがしっかり住民に理解されるために、住民が行政に積極的に関わっていくために、情報の共有の項目は重要であるだろう。

(5) 議会

議会は、国会とは制度上異なるものであり、住民を代表する合議制の機関として、多様な住民の意見を反映しながら意思決定をするという重要な役割を持っている。もちろん住民投票や住民参加など住民の直接参加のシステムもあるが、最終的にいろいろな決定をする議会がどうやって住民の意見を集約し、議論を重ね、意思決定をしていくのかという部分を住民が議論することは重要であろう。なお、新宿区では一本の条例で議会も考えようということで三者が議論していくが、他の自治体では議会基本条例として別に制定する例もある。

(6) 条例の位置づけ等

条例の位置づけや条例の体系化、見直し規定等についても議論していくことになるだろう。自治基本条例の制定や改廃については研究者の間でも議論がある。制定改廃に関して、最高規範であるから住民投票をして意思決定をすべきだというのが一番高いハードルであるが、一方で難しいのは住民投票をそのためにすることが本当に可能なのかという問題である。もちろん住民投票を行

い、住民が賛成した条例がいいに決まっているが、条例である以上国の法律が変われば条例も変わる可能性がある。例えば議会についてルールを決めても、地方自治法において議会制度が変われば変えなくてはいけない面もあるだろうし、そのたびに住民投票をするのか、また住民投票で改正が否決された場合にどうするのかということが問題となる。大和市では、原案では自治基本条例の理念を生かして改廃の手続きをとるという案をとったが、条例の制定改廃は議会固有の権限として議会で削除された。最も低いハードルとしては議会の多数決で決めることであるが、実際にはいろいろな工夫があるだろう。議会を無視したり低く置いたりということではないが、なんらかの住民の参加手続きも必要ではないか。

むすび: 自治基本条例と自治の実践の可能性

このように、今後条例について様々なことが議論されていくことになるだろう。私の経験の中で、住民参加・協働によって条例制定をするところで印象に残ったのは、大和市の事例であるが、市民委員が PI(パブリック・インボルブメント)と称して、住民を巻き込むために多様な取り組みをしたことである。「市民キャラバン」として自分たちが自治基本条例をつくっていることを訴え、シンポジウムを開きながら意見を集約していく。市民委員の方々が考えたのは、自分たちが公募で区民として条例に関わるわけであるが、自分たちが案をつくる以上、できるだけそれが普遍的で住民のものにしたいということであった。町内会や商工会議所、自治会連合会、学校等で意見を聞き、案を練る、そしてもう一度案を持って行ってまた意見を聞く、シンポジウムを開いて意見を聞く、そしてまた案を練る。そういったなかで高校生との議論を通じて大和市では 16 歳以上の住民に住民投票権が与えられた。

こういった住民の熱心な議論や、自分たちの意見が本当に住民全体の意見であるかを検証し考えていくといった、ある意味での自治の実践が制定過程で育まれたことが重要であると思う。自治基本条例を作っていく、もちろんできあがった条例そのものも重要であるが、制定のプロセスのなかで積み重ねられる努力、そして今回おそらく初めてである、住民が議会、行政と一緒に考えていく努力、こういった努力が新しい分権型の社会を築き上げていく力となればと思う。私自身みなさんにいろいろと教えていただきながら、お手伝いできればと思っている。ぜひ楽しく、そして意味のある実践を重ねていただきたい。

政策形成・条例制定における協働のあり方

1 条例制定における協働のあり方と合意形成

前回の会議を踏まえて区民検討委員から出された意見や質問に答えながら、市民の合意形成、あるいは議論、行政との関係などについて私見を述べさせていただきたい。

協働とは難しい言葉に聞こえるが、住民と行政が協力してどのようにひとつのものをまとめていくかということが問題である。行政と自治の主役たる住民との関係のあり方は、住民が主権者であるという前提は当然のことながら、情報の共有、あるいは役割分担等で協力しあう対等な関係にあるという点をご理解いただきたい。

多くの区民が集まり、議論を戦わせながら条例案をつくっていく過程では、いろいろな課題に直面するだろう。第一回の質問カードや意見提案カードでも、まだ会がどのように進んでいくのかが見えないという意見や、ワークショップがどうして行われるのかわからないという意見、アリバイ作りとして区民の意見を聞いているだけではないかという意見が散見される。

区民がこういった形で議論する場合いろいろな形がありうる。本来であれば、区民検討委員の中からリーダーが選ばれ、リーダーの名で会を招集し、リーダーを中心に議論が行われていくのがいいわけである。もちろんリーダーは一人でなく集団というやり方もありえるが、とにかく世話人会、運営委員会といったものができ、そこで話し合いがなされていけば、自分たちの手で運営がなされていると実感できるかもしれない。

しかし、まだお互い一度しか顔を合わせておらず、これから会を重ねることでリーダーが選ばれ、会の運営方法等について事務局やファシリテーターを含めて打ち合わせをし、進んでいくことになるだろう。

2 ファシリテーターの位置づけと合意形成の手法

次にファシリテーターの役割について述べたい。第一に、話し合いのまとめ役として、ファシリテーション技術を使いながら意見をまとめていくことである。まとめ役は区民検討会議のメンバーがやればいいのかという意見もあるかもしれない。しかし、行政と住民の関係は、パートナーシップがありながらも場合によっては緊張関係もありうる。そのなかでどちらの意見や立場ということではなく、ファシリテーション技術をもって意見をまとめていくというような役割は重要であろう。

第二に、グループワーク等でまとめられた意見や会議の議事録の整理、あるいは委員が必要とする情報を提供する役割がある。もちろん区民検討委員が行うこともありうるが、委員の中で仕事が偏ってしまったり、もしできなかった場合には会全体が滞ることも考えられる。区民検討委員が区民

として自治基本条例をつくっていきたいという思いをもち、仕事や勉強、家事があるなかで議論を行うことは仕事量の面で難しい部分もあるだろう。行政とファシリテーターが役割分担をして、議論を円滑に進めていくための基礎となる作業を行っていくことになる。

総合計画や自治基本条例の議論をする中で分かってきたことは、どうしても発言が偏ってしまったり、言いたいけども黙ってしまったりという状況が生ずることである。その解決策として、グループワークにおいて少人数で意見を出しあったり、前回のようにつ箋を使うことでいろいろな意見を整理していくといった技術が、合意形成のなかで使われてきている。合意形成は委員が自分の意見を押し通すことも当然重要ではあるが、委員皆でいろいろな意見を引き出しあって案をつくっていかなくてはならないだろう。もちろん会を進めていくにあたってどの手法を用いていくかということは、区民検討委員の納得のいく形で決定されることが重要である。今回はグループワークで議論していき、今回は全体会において議論しようといったことは、運営委員会やリーダーが決まっていくなかで、委員の納得のいく形で進めていくべきであろう。前回出された意見の中に分科会を作ったり、少数の班に分かれて班ごとに議論を進めようといった意見があったが、こういったことも含めて運営委員会等の役職を決めながら運営の手法を考えていくべきであろう。もちろん分科会等での議論は必ず全体にフィードバックされなければならない。

今回新宿区で行われている、行政・議会・区民の3者がそれぞれ条例案をつくるという手法は他の自治体にも例がない。区民の意見が3者の中で対等に扱われるのか、あるいは主催者の意見であるから一番大事にすることになるのかは今後議論していかなくてはならないが、少なくとも区民が集まって案がつけられる以上、区民から意見を聞くことが単にアリバイ作りとなってはならない。また、ファシリテーターというものが果たして本当に区民の意見を踏まえて中立的にやってくれるのかという不安もある。役所に雇われて、役所が決めた方向に話を誘導するといったファシリテーションが実際問題となっている。区役所やファシリテーターにこの点を認識してもらおうと同時に、私も学識メンバーとして注視していきたい。ファシリテーターは、あくまで中立の立場でみなさんの話をまとめていく、そのための技術を提供すると同時に、議事録や資料の整理、情報提供といった議論の前提となる作業を行っていく存在として確認し、今後の会を進めていきたい。

3 前回検討内容の補足と先行条例の考え方

前回のグループワークやアンケートのなかで名称提案を行ったが、名称決定に時間をかける必要があるのかといった意見が見られた。しかし、自分たちが何をするのか、何をする会なのかということを理解するためには、会の名称を議論することも必要ではないか。見ず知らずの区民が集まり一つの会を作って議論を行う、その目的意識を共有するために名称を議論して考えていくことが重要であり、今回は名称の問題について議論した。

また、先行している条例をどんどん参考にして、条例をつくっていきこうという意見も見られた。もちろん先行条例の検討も必要なことであるが、分権型社会において地域社会がそれぞれ特徴をもって動いていく中で、新宿区の自治基本条例はどういったものとするかについては、いろいろな意見

があるのではないか。何より新宿区がどういう自治体で、新宿区らしさがどこにあるのか、区民の自治基本条例は何なのかという観点から考えると、まず新宿区はどういった特徴を持っているのか、どういう思いで区民が暮らし、働き、学んでいるのかを明らかにしていくことが重要であろう。早く条例をつくりたいという気持ちはあるだろうが、まずは体制固めをして、新宿区について考える、その後内容について議論を進めていきたい。その過程では私からも他の自治体の事例や論点などについて議論させていただきながら、会を進めていきたいと思う。

牛山先生 講義録

平成20年10月24日 第5回(仮称)新宿区自治基本条例区民検討会議
議会大会議室

自治基本条例に盛り込むべき事項の検討に際して

盛り込むべき事項を検討していくことが運営会で決定されました。検討にあたって、どんなことをイメージしていけば良いのか、私の考え方で示したいと思います。

第1回会議の講演資料にて示しているのは、全国的な状況の例示、他の自治体ではこんなことをまとめている、ということと並べています。最終的には、形としてこういうものがあって、みなさんの中でまとまっていくのではないかと思います。全国的な動向を踏まえて、大きな固まりがありますよ、と示しただけに過ぎません。みなさんの中で、納得するまで合意形成をしていき、最終的に議会、行政を含めて決定していくことになる。この会はあくまで区民のみなさんで作り、まとめていくことになる。「新宿らしさ」とは、「みなさんらしさ」とも言えるものであり、この条例に出てくるのではないか。そのようなことを踏まえ、資料6は、みなさんから第4回会議までにでてきたものを、大枠で項目にしたものに過ぎません。

みなさんで納得するまで、議論した後、議会と行政で意志決定をしていく。自治体とは住民自治体でもあります。住民がどのように合意形成していくかは難しい。また、議会は、制度的に確立されているが、代議制も色々な課題を抱えている。しかし、その中で住民の直接参加は地方自治の中で重要である。

地方自治は民主主義の学校であると言われていて、どのような合意形成がありうるのか、どのような基本原則になっているのか、また大都市であるので地域の基盤をどう作っていくのか、外国人問題、多文化共生、安心安全も大きなテーマとなるだろう。その他にも税金や行政・議会のあり方にも繋がっていくだろう。

条例制定後、自治体によって有無はあるが、進行管理や自治のあり方を見守るような委員会を置くのかなど、これから合意形成を諮って、みなさんに意見をどんどん出してもらい、出てきたものをもう一回整理していくことになるだろう。

今まで出てきた大枠を踏まえ、繋がりを作っていくことが必要である。「木を見て、森を見ず」のように、初めから細かい部分を見ることは、避けなければならない。当面、大きな固まりをイメージして、議論していき、それらを整理していくことが良いのではないか。その大きな固まりを、運営会で議論して、どのようにスケジュールしてやっていくのかを揉む。そして、各班で、専門部会を作っていくのか、班を作って同じテーマをやっていくのかなど、みなさんで検討していくのだろう。大きな固まりで自治基本条例に盛り込むべき内容として、みなさんの中で合意されてくるのではないか。

そして、当然、森を見たら木を見て、「別の木を植えた方がいいかな」といった不足分を補っていく。また、全体を見て、最終的に「ここが足りない」などをみなさんの中で、議論していく。その過程でいろいろな意見が出てくるたびに、ワークショップを行うという方法を、今回は採用することになった。

また、運営会で他の方法があれば提案していけば良いだろう。前回の運営会の中で、フリートーキングをし、またグループごとにワークショップにしていこうと、そしてこれらを繰り返して条例に盛り込むべき事項案を揉んでいこうということになった。また、前回決めたからといって、もう終わり、ということではなく、議論して気がつくこともあり、常に振り返ることは必要である。しかし、既にみんなで決めたことを強引に引っ繰り返すようなことは避けなければならない。「ちょっと気づいた」といった場合は、柔軟にみなさんの信頼関係の中で、対応していけばよいだろう。繰り返し行っていくことで、合意形成がされていく。議論を重ね、どうしようもない局面で、それでもという時に最終の手段として多数決を行うように限定すべきではないか。しかし、多数決を繰り返すことは、不満が溜まってしまうこともあるので、注意しなければならない。あくまで、議論を重ねていくことが大切である。

運営会主体で司会を行い、区民の会として、話し合いをしていく体制が整いつつある。当面は大きな固まりを意識していきながら、細かい条例にこだわらず、作っていく。資料6は前回は振り返り、私の事例とみなさんの意見を整理したものである。これ以外にも、様々な意見が出てくるだろうが、みなさんの活発な意見が出てくることを期待している。

条例検討の進め方について

みなさん、お疲れ様です。資料9をご覧ください。タイトルは「条例検討の進め方について(案)」と書いていますが、進め方は、運営会での議論やみなさんの考え方に基づいて進むものでありますので、あくまで、今から話すことは進行のイメージとお考えください。また、これまでの作業において、今どこにいるのか、これからどうなるのかということを考えると同時に、他の自治体での条例の検討の進め方の事例を簡単にお話させていただきます。あくまで、検討の主体はみなさんなので、進め方は、今後みなさんで決めていくという前提になっています。

『1. 条例検討についての基本的考え方』ですが、ここで問題になるのは、みなさん自身が条例をどこまで作っていくのか、ということです。つまり、最終的に、みなさんで条文の一文一句まで作っていくのか、要綱レベルとどめるかということです。例えば、ある自治体の例では、条例文そのものの作成まで行いました。また、要綱案までで、条文の文言までは作らずに、「 条にはこんなことを書く」というやり方の自治体もあります。これらの選択については、みなさんで議論していくことになるでしょう。それらをふまえて、委員のみなさんが考えた事柄、盛り込むべき事柄を条文化していく、または、 条にこんなことを書く、という形を最終的にはまとめていく方向かと思っています。

『2. 条例検討の進め方』ですが、行政のしくみや住民の関わり方、みなさんの合意形成の仕方などを決めるのは、どの自治体でも時間がかかっていることです。新宿区では検討連絡会議が、事前に設定されていたので、それへの対応に余計に時間がかかってしまった部分もあります。それらが、まとまってきましたので、いよいよ中身に入っていきます。

(1)については、今までみなさんがワークショップなどを通じて、みなさんが条例に盛り込みたい内容をどんどん意見を出し、集約してきました。また、次の段階については、大項目を大括りで出してきました。例えば、他の自治体の例でいえば、“行政運営”や“区民の権利や責務”といった大括りの部分が確定してきたのではないのでしょうか。それを、運営会で整理したものを、みなさんで議論し、大枠を決定していく、ということになります。みなさんが思っている事柄が、「どこに入るのか」「漏れているので後で加えて欲しい」といったことは、当然あると思います。大枠が大体決まったところで、最後に全体を振り返ることがあると思うので、今の段階では、あまり断定的に細かく考えなくても良いのではないかと思います。

(2)の段階は、大括りで大事な部分を項目確定していく段階です。今日は、まさにこの段階ですね。更に大項目が決まってくると、実際に小項目として、どんなものを入れるのか、ということが出てきます。“ (5)章立てと条文イメージの共有”に繋がることであり、項目が「 条には、これを書く」や「 章として、こういったことを置く」といったことが、大項目の中身を精査していく中で、整理されてくるのではないのでしょうか。

(3)は、みなさんの中で、項目ごとに全てみなさんで一斉に作業するのか、課題別の作業チーム

のようなものを作るのか、などの課題もあります。みなさんそれぞれが「この項目は自分が検討したい」ということなどがあるでしょうから、その場合、分科会を作ると、不満がでるかもしれませんし、分科会によって人数の差が出てくるかもしれません。様々な点を考慮して、大項目に盛り込むべき内容の検討とその内容についての討論精査をグループワークやワークショップ、全体会などで、行ったり来たりをしながら、少しずつやっていくことになるでしょう。その上で、(5)の章立てと条文イメージが固まってきて、「 条は…である」という中身を決めるとともに、条文まで検討するのかどうかは、また検討連絡会議や全体会での決定によることになるでしょう。

この辺まで来て、条文を作っていくと仮定しますと、私が先ほど確認したことですが、行政はパブリックコメントをかける前に、法制審査をかけます。つまり、その条文に違法性がないか、法令や他の条例との齟齬がないか、また、文章の等々について、審査を行います。そこで、実際の行政の審査とみなさんの意識や考え方について、いろんな議論が出て行きます。それは、検討連絡会議、法制審査、全体会の調整が入ってくるでしょう。そして、最後に、みなさんから、思いついたことや気づいたこと、いろんな意見が出てきて追加項目の検討があるかもしれません。これらを含めて、予定ですが10月頃に、まとめになるでしょう。このような作業イメージである、ということをご自分で考えてみたところです。

『3. 進め方についての留意事項』は、いろんな意見がいろんな項目に出てくるでしょう。今までの取り組みを見てくると、「合意形成をどうするのか」ということを常に考えて欲しいです。ご自身の意見は意見として、それに対立する意見があった場合、「どこが対立してどこが歩み寄れるのか」を考えなければ、議論はいつまでたっても平行線のままであること。また、基本は、区民として、また、みなさんが区民として生活していく上で、「どんな条例の内容、条文が良いのか」ということを、最終的なみなさんの意志一致のゴールとして考えることが大切です。もちろん、これは「意見を曲げる」と言っているのではなく、みなさんの中で、合意形成をどうするのかという努力を、基本に考えてほしいし、そうすれば新しい知恵も出てくるのではないのでしょうか。

これまでの作業や進んできたこと、これからの作業についての議論について、お話しさせていただきました。しかし、最初にも話しましたが、今後の進め方、議論は運営会や全体会の中で決められていくのは当然のことだということを、再度付け加えさせていただきます。

私からは、以上です。

条例検討の進め方について（案）

牛山（明治大）

1. 条例検討についての基本的考え方

2. 条例検討の進め方
 - (1) 委員のみなさんの条例に盛り込みたい内容の集約

 - (2) (1)を踏まえた上での大項目の確定

 - (3) 大項目に盛り込む内容の検討

 - (4) (3)項目の確定と内容についての討論・精査

 - (5) 章立てと条文イメージの共有

 - (6) 全体にわたる振り返りと追加項目の検討

3. 進め方についての留意事項

4. その他

7 区民検討委員名簿

氏名	フリガナ	団体・公募	委員・役職等(備考)
井上 愛美	イノウエ アイミ	公募委員	運営委員・区民代表委員
今井 茂子	イマイ シゲコ	公募委員	運営委員
植木 康雄	ウエキ ヤスオ	公募委員	運営委員(世話人副代表)
大浦 正夫	オオウラ マサオ	大久保地区協議会	
大友 敏郎	オオトモ トシロウ	公募委員	
荻野 善昭	オギノ ヨシアキ	新宿NPOネットワーク協議会	平成21年2月2日区民検討委員辞任
河村 寛二	カワムラ カンジ	公募委員	
喜治 賢次	キジ ケンジ	公募委員	運営委員・区民代表委員
清田 英雄	キヨタ ヒデオ	公募委員	運営委員
来栖 幹雄	クルス ミキオ	新宿NPOネットワーク協議会	
黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	榎地区協議会	
小林 辰男	コバヤシ タツオ	公募委員	
斉藤 博	サイトウ ヒロシ	新宿区町会連合会	運営委員・区民代表委員
城 克	ジョウ マサル	新宿駅周辺地区協議会	運営委員
高野 健	タカノ ケン	四谷地区協議会	運営委員(世話人代表)・区民代表委員
竹内 妙子	タケウチ タエコ	公募委員	運営委員
田中 尚典	タナカ ナオリ	公募委員	
土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	公募委員	運営委員(世話人副代表)
津吹 一晴	ツブキ カズハル	笹笹町地区協議会	
徳永 久子	トクナガ ヒサコ	公募委員	
中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	公募委員	運営委員
野尻 信江	ノジリ ノブエ	若松地区協議会	運営委員・区民代表委員
樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	新宿NPOネットワーク協議会	運営委員・区民代表委員
平岡 徹	ヒラオカ トオル	落合第二地区協議会	運営委員
古澤 謙次	フルサワ ケンジ	戸塚地区協議会	
三木 由希子	ミキ ユキコ	公募委員	
水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	公募委員	
森山 富夫	モリヤマ トミオ	新宿区町会連合会	
安田 明雄	ヤスダ アキオ	柏木地区協議会	運営委員
山下 馨	ヤマシタ カオル	新宿NPOネットワーク協議会	平成21年2月26日から区民検討委員委嘱

吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	新宿区町会連合会	平成20年10月24日から区民検討 委員委嘱
和田 博文	ワダ ヒロブミ	落合第一地区協議会	運営委員
渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	公募委員	

参考資料 21年度区民検討会議の検討予定

20年度に引き続き、区民検討会議は（仮称）新宿区自治基本条例に盛り込むべき事項について検討を行う。検討にあたっては、20年度に区民検討会議で仮決めした項目に従い順次検討を進めていく。会議は月2回程度開催し、盛り込むべき事項につき区民検討案を取りまとめるとともに、区民・議会・行政の3者で構成される検討連絡会議との意見調整を図っていく。

【21年度の取組みの概要】

- ・月2回程度で年24回開催予定
- ・会議は学識経験者による講義を交えながらワークショップを中心に行い、全体討議で合意形成を図っていく。
- ・条例に盛り込むべき事項の区民検討案の作成
- ・区民検討会議報告書の作成及び報告会の開催

21年度上半期開催予定

開催回	開催月日・開催時間	
15回	4月6日(月)	午後7時～9時
16回	4月16日(木)	午後7時～9時
17回	5月11日(月)	午後7時～9時
18回	5月21日(木)	午後7時～9時
19回	6月1日(月)	午後7時～9時
20回	6月18日(木)	午後7時～9時
21回	7月6日(月)	午後7時～9時
22回	7月16日(木)	午後7時～9時
23回	8月3日(月)	午後7時～9時
24回	8月20日(木)	午後7時～9時
25回	9月7日(月)	午後7時～9時
26回	9月17日(木)	午後7時～9時